

51 生徒賞罰規定の変更にとりなう校則改正の件認可

〔昭和十四年七月〕

(注記1) 昭和十四年〔五〕〔六〕〔七〕月二日〔二四・六・三〇〕  
 中央大学商業学校設立者  
 財団法人中央大学  
 理事 林 頼三郎 印

(加筆) 商工教育課長 (田中) 印  
 実業学務局長 (小笠原) 印  
 (石黒) 官 (官崎) 官  
 次官 (石黒) 官 (官崎) 官  
 文部大臣 荒木貞夫殿 (加筆) 督学官 (本山) 印

(注記5) 別紙ノ通り校則一部変更致度候間此段開申ニ及ビ候也 (注記4)  
 (加筆・朱書) (備考) (加筆・朱書)  
 (學術優秀品行方正ノ模範生徒ニ対スル奨励規定ヲ定ム)

改正理由

昼間勤務ノ余暇ヲ利用シテ夜間勉学ニ勤シム年少生徒ノ向学ノ精神ヲ一層助長奨励スルヲ得策ト認メタルニ因ル

中央大学商業学校賞罰ニ関スル校則改正案

賞罰ニ関スル校則第二十三条以下ヲ別紙ノ通り改ム  
 (現行校則添付)

改正校則第二十三条乃至第二十〔八〕〔七〕条ハ昭和十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央大学商業学校校則「第九章 賞罰」  
 第二十三条 學術優秀品行方正ニシテ他生徒ノ模範トナルヘモノト認ムル者ハ之ヲ特待生優待生又ハ優等生トス其ノ待遇ハ左ノ通りトス

- 一 特待生ニハ当該学年中授業料ヲ免除ス
  - 二 優待生ニハ当該学年中授業料ノ半額ヲ免除ス
  - 三 優等生ニハ賞状及賞品ヲ授与ス
- 第二十四条 出席優秀ナル者ニハ勤勉賞ヲ授ク  
 現行第二十三条ヲ廢シテ右ノ如ク第二十三条第二十四条トシ  
 尚現行ノ第二十四条第二十五条第二十六条ヲ順次第二十五条第二十六条第二十七条ト改ム

第六章 入学及退学

- 第八条 入学時期ハ每学年ノ始トス  
 但シ欠員アルトキハ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第九条 第一学年ニ入学ヲ許可スルモノハ身体強健、志操鞏固、品行方正、年齢十四年以上ニシテ高等小学校卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト認ムル者

第十条 第二学年以上ノ学年ニ入学ヲ許可スルモノハ相当年齢ニ達シ前各学年ニ於テ履修スヘキ各学科目ノ考查ニ合格シタル者

第十一条 入学志願者募集人員ニ超過スルトキハ適宜ノ方法ニ依リ入学ノ許可ヲ定ム

第十二条 入学セントスルモノハ入学願書及履歴書ヲ差出スヘシ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十三条 入学ヲ許可セラレタルモノハ在学証書ヲ差出スヘシ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十四条 退学セント欲スルモノハ保証人連署ヲ以テ校長ニ届出ツヘシ

### 第七章 学 費

第十五条 授業料ハ一ヶ月金四円五拾銭トス毎月二十八日限り納付スベシ(八月不要)

第十六条 考查料ハ金壹円トシ入学願書ニ添ヘテ納付スベシ

第十七条 入学料ハ金貳円トシ入学ノ際授業料ト共ニ納付スヘシ

第十八条 在籍生徒ニシテ授業料ノ納付ヲ怠ル時ハ保護人ニ請求シテ之ヲ納付セシム

第十九条 既ニ領収シタル学費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

### 第八章 修了及卒業

第二十条 修了又ハ卒業ハ平素ノ学業成績及操行ヲ考查シ之ヲ定ム

第二十一条 各学科目ノ評点ハ百点ヲ以テ満点トシ一科目ノ得点五十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

第二十二条 第四学年ノ考查ニ及第シタルモノニハ卒業証書ヲ授与ス

### 第九章 賞 罰

第二十三条 學術優等、品行方正ニシテ他生徒ノ模範トナルヘキ者ニハ優等生トシテ賞状若クハ賞品ヲ授与シ又ハ特待

生トシテ授業料ヲ免除シ之ヲ優遇スルコトアルヘシ

第二十三条 學術優秀品行方正ニシテ他生徒ノ模範トナルヘキモノト認ムル者ハ之ヲ特待生優待生又ハ優等生トス其ノ待遇ハ左ノ通りトス

一 特待生ニハ該学年中授業料ヲ免除ス  
二 優待生ニハ該学年中授業料ノ半額ヲ免除ス  
三 優等生ニハ賞状及賞品ヲ授与ス

第二十四条 出席優秀ナル者ニハ勤勉賞ヲ授ク

第二十(四)(五)条 命令規則ニ背キ其ノ他生徒タルノ本分ニ違フモノハ其ノ輕重ニヨリ訓戒、停学、除名、放校トス

第二十(五)(六)条 左ノ一項ニ該当スルモノハ退学ヲ命ス

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者  
二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者  
三、引キ続キ一ケ年以上欠席シタル者

四、正当ノ理由ナクシテ一ケ月以上欠席シタル者

五、出席常ナラザル者  
第二十(六)(七)条 本則施行上必要ナル細則ハ別ニ学校長之ヲ

定ム

附 則

一、本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、本則施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル者ニ課スヘキ学科課程ハ現行ノ商業学校規程ノ範圍内ニ於テ新旧学科課程ヲ斟酌シ学校長之ヲ定ム

昭和十年四月

東京市神田区駿河台三丁目九番地

中央大学内

文部大臣  
認可 中央大学商業学校

電話神田 (25) 三〇一五  
三〇一六

(中央線御茶ノ水駅又ハ万世橋駅ヨリ五分) 市電小川町又ハ駿河台下停留所ヨリ三分)

(注記1)

「完結」〔文部省／東実273号／昭和14・5・24〕「東京府／昭和14・6・8／收受」〔供閱〕

(注記2)

「スミ」〔商14・6・30受付〕

(注記3)

「昭和十四年六月廿三日／卯学第六三六九号／東京府經由」

(注記4)

「裁決定／7月12日」

(注記5)

「五」〔簿冊内件名番号〕

(下札)

〔中山〕  
④種別 わ一ノ十二ノ連繫 / 登録追加 / 件名 東京府經由、中央大学商業学校則一部変更ノ番号 東実二七三ノ結了年月日 昭一四、七、一二ノ保存年限 ムキノ枚数 5」

〔自大14年3月至昭9年3月  
商業学校学則、東京府、第3  
冊〕 文部省④ 3A.9-12,875